

廃棄物減量等推進審議会会議 会議結果

会議名	令和6年度第3回木津川市廃棄物減量等推進審議会		
日時	令和7年3月3日（月）午前10時から	場所	木津川市役所 4階 会議室 4-1
出席者	委員	■橋本委員（会長）、■奥田哲士委員（副会長）、■中野委員、■上田委員、 ■…出席 ■石田委員、■大塚委員、■田中委員、■中森委員、□吉岡委員、■仁張委員、 □…欠席 □新井委員、□奥田智委員、■中山委員、■岩田委員、□藤本委員	
	その他出席者		
	庶務	生活環境部 前川部長 環境課 岩本課長、三谷係長、藤本主任 第二給食センター 大西所長 農政課 米田課長 総務課 清水課長	
議題	1 開会 2 議事 審議事項 ① 「食品ロス削減に関する川柳」の選定審査について（資料1） ② 木津川市一般廃棄物処理基本計画（案）について（資料2） ③ 令和7年度循環型社会推進基金活用事業（一部変更案）について（資料3） ④ 循環型社会推進基金の活用ガイドライン（案）について（資料4） 3 その他 4 閉会		

会議経過	<p>三 谷 (進行)</p> <p>岩本課長</p> <p>三 谷 会 長</p> <p>藤 本 会 長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 3 回木津川市廃棄物減量等推進審議会を開催します。</p> <p>審議会の定足数について、委員様 15 名のうち過半数を超える 11 名に出席いただいておりますので、木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下、「施行規則」）第 8 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>事務局説明省略（資料確認）</p> <p>議事に入ります前に、お時間をいただきたく存じます。</p> <p>前回の審議会では、行政の都合により、充分にご審議いただく時間を設けることが出来ず、短い時間で多くの事業を一度に提案したこと、また会議時間も大幅に超過したことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>前回提案した事業は、審議会でのご意見を踏まえ、予算案として議会に上程しております。後ほど説明させていただき、ご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>また前回のご指摘を踏まえ、新たな事業に基金を活用する際の指針、ガイドライン案を作成いたしましたので、こちらについてもご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議長につきましては、施行規則第 8 条第 1 項の規定により、橋本会長にお願いしたいと思います。</p> <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>岩本課長からもございましたが、前回の審議会では大きな議題として、基金の活用の仕方と、基本計画の二つがございましたが、十分な議論がなされないままの審議となってしまっております。</p> <p>基金の活用につきましては既に議会へ上程されているということですが、今後十分な検証をしていただく中で、必要なものであるのかどうか、ご検討いただきたい。</p> <p>それでは、まず審議会運営内規第五条第 2 項の規定によりまして、会議の記録の署名委員を指名させていただきます。仁張様お願いします。</p> <p>では、審議事項の一つ目、食品ロス削減に関する川柳の選定審査について、事務局からご説明お願いします。</p> <p>事務局説明省略（「食品ロス削減に関する川柳」の選定審査について）</p> <p>では、審査結果の集計に少し時間がかかると思いますので、先に議事を進めさせていただければと思います。</p> <p>それでは審議事項の二つ目、木津川市一般廃棄物処理基本計画案について、ご</p>
------	---	--

		説明いただきたいと思います。	
藤本	本	事務局説明省略（木津川市一般廃棄物処理基本計画（案）について）	
会	長	ありがとうございます。現状このパブリックコメントへの対応として、修正の可能性というのはどういったところが考えられますか。	
藤本	本	制度に対していただいているご指摘については回答させていただく予定です。修正については、分かりにくいというご指摘ありますので、分かりやすい計画になるよう説明の修正を考えています。	
会	長	本日配布いただいた資料（基本計画（案））のp.43のペットボトルの焼却というのは可燃ごみに混じってしまっているものを言っているのですよね。	
藤本	本	いえ、こちらの焼却というのは、結果として焼却している分ではあるのですが、ペットボトルを収集した後に中間処理の段階で発生する、ペットボトルを入れていた袋や、汚れたペットボトルを「資源化できないもの」として弾いて焼却処分しているものを記載しています。	
会	長	ペットボトルの処理工程で発生する可燃物ということですね。	
藤本	本	はい。逆に、可燃ごみに混じっているペットボトルについては、可燃ごみとして集計しております。	
副	会	意見ではありませんが、ごみの収集にあたって分別できていないようなごみへの対策はされているのでしょうか。	
藤本	本	啓発シールを作成し対応しています。ごみ出しのマナーが悪い場合や、その日の収集物と違うものが混ざって出されている場合、収集員がごみ袋にシールを貼り、収集しなかった理由がわかるようにしています。可燃ごみの場合は放置しておくことで野生鳥獣に荒らされる恐れがあるため、不燃系のごみに比べると収集員の協力により収集しているケースが多くありますが、明らかに何度もマナーを守っていただけないものはシールを貼ってもらうよう収集業者に指導しています。	
副	会	長	放置されたままの場合はどうなるのでしょうか。
藤本	本	戸別収集の場合はすぐに気づいていただけるのですが、山城地域など拠点収集のところでは中々気づいて持って帰っていただけないケースは多いです。対策としては、基金活用事業で防鳥用ネットの貸与や、拠点のごみ集積容器整備のため	

		<p>の補助金交付、マナー違反抑止のための防犯カメラの設置貸出しを実施して対応しています。</p>
副会長		<p>ごみ袋が無料だとしたら、集積所が散らかっていたら適当な袋でも片づけてあげようということもあるかもしれませんが、ごみ袋が有料の場合はそれも難しいのではないですか。</p>
藤本		<p>確かに有料化を実施して以降、それまでボランティアで道に落ちているごみを拾ってくださっていた方々からも自腹を切らなければいけないのか、などのご意見もあります。そういった場合に使っていただけるよう、緑色のボランティアごみ袋を作成しています。市役所の窓口でもお渡ししているほか、ご自宅や都合の良い場所へお届けしている場合もあります。</p>
田中委員		<p>分別のことですが、最近は商品にも多種多様なものがあって、ごみの分別に迷ってしまうことがあるので、例えばアプリで写真をとって分別を聞けるようなことができればいいなと思います。</p>
藤本		<p>木津川市の公式 LINE から LINE 版ごみ分別アプリを起動していただくと、画像から検索できるサービスを提供していることはしているのですが、開始されたばかりで精度が高くないため、市民の方へ利用いただけることを積極的にアピールできる状況に至っていないのが現状です。</p>
石田委員		<p>私の地域では粗大ごみの日に全然関係のないものが出されていることが多くて市からカメラを借りましたが、映像を見るときは1日ばかりと聞きました。貸出期限の3か月が過ぎたので返却したところまた前の状況に戻ってしまったので、地域としてまた借りる予定ですがカメラの映像を部分的に短時間で見ることはできないのでしょうか。</p>
藤本		<p>部分的に見ることは可能ですが、該当の時間が分からない場合には先に職員で確認することになるので、特定するのに1日ほど時間をいただくこととなります。ごみを置かれたと思われる時間が絞れば、検索も早くできます。</p>
石田委員		<p>カメラの映像が保存されているのは1週間くらいですか。ずっと残っているわけではないのですよね。</p>
藤本		<p>はい、電力はソーラーでずっと供給されているのですが、記録はSDカードに保存していきまして、古いものから上書きされていきます。</p>
会長		<p>そのほかよろしいですか。</p> <p>今後の予定について、前回のやり取りの中でもったいないプランと基本計画を</p>

		<p>統合したほうがいいという話があったと思いますが、そちらはどうしていく予定ですか。</p>
藤本	本	<p>前回、統合したほうがというご指摘はいただいていたのですが、今回も先に基本計画を提示させていただいて、令和7年度にもったいないプランの作成に着手する予定です。今回いただいたパブリックコメントでも具体的な施策に関する言及がありましたので、施策の目標や概要について具体的に記載できればと考えています。</p>
会	長	<p>それでは川柳の集計がまとまったようですので、報告をお願いします。</p>
藤本	本	<p>一つ目の審議事項に戻りまして、川柳の集計結果を報告します。得票数は1位が5票、2位が4票、3位が5作品ありまして3票ずつでした。この合計7作品を入賞といたします。候補作品の一覧は投票の際に回収してしまっておりますので、入賞作品については後日郵送で委員の皆様へお知らせいたします。</p>
会	長	<p>川柳の活用場面はどのようなところを予定していますか。</p>
藤本	本	<p>2か月に1度の「MOTTAINAI便り」で掲載するだけではもったいないので、例えば食品ロスに関するイベントを実施する際に来場いただいた方への記念品への印字や、ポスターなどの啓発資料作成の際に使用するなど、積極的に活用し、概ね1年間でこの7作品を皆様に見ていただきたいと考えています。</p>
会	長	<p>それでは審議事項③の令和7年度循環型社会推進基金活用事業の一部変更案について説明をお願いします。</p>
藤本	本	<p>事務局説明省略（循環型社会推進基金活用事業の一部変更案について）</p>
上田委員		<p>前回の審議会にて提案された10円の根拠が曖昧なままであるのに、今回は10円から少し下げた7円とする話が進められています。基金が余り過ぎてその活用をどうしたらいいのか、というところからなんとなく出された提案に思えます。議会でも提案しているので後に退けないのかもしれませんが、疑問は解けていません。ごみ減量の必要性については、環境の森センターの完成もあってそれほど切羽詰ったものではないと第1回の審議会にて確認させていただきました。にもかかわらず、急いで古紙回収の補助単価を京都府で1番高い金額にしなければいけないのでしょうか。</p> <p>先ほど雑がみの分別促進についての事業についてもお話がありましたが、いま補助金単価を引き上げるとどちらの効果も分からなくなるのではありませんか。雑がみ事業のほうを優先して、補助金はその検証が終わってからにしてはどうですか。ごみの減量がそれほど切羽詰ったものではないのに、なぜ急ぐ必要がある</p>

	<p>藤 本</p> <p>岩本課長</p>	<p>るのでしょうか。7円への修正については、審議会の結論がでていないので白紙に戻るのが筋ではないかと思います。急ぐ理由が、議会にやりますといった手前、後に退けないということであれば審議会の諮る必要はないと思いますし、審議会の軽視しているとは思えません。</p> <p>ご指摘についてはおっしゃる通り、審議ありきのところ守れず誠に申し訳ありません。</p> <p>単価の引き上げについて、事務局の認識としては単価を引き上げることで古紙回収への協力意欲が高まるものと想定しています。なぜ7円なのかということについては、京都府で1番を目指すことは考えてはおらず、現在よりも引き上げることを検討して2円引き上げとしています。当初は10円と考えておりましたが、5円から10円に急に引き上げとなると、古紙を溜めておいて今年（10円になってから）出したほうが得だった、5円の間に出したのは勿体なかった、といった年度間における不公平感が予想されることから、引き上げすぎないよう7円という金額としています。</p> <p>クリーンセンターができたことで、ごみに減量化に余裕ができたという説明をさせていただいた件ですが、設備的には新設なので現状のごみ量でも問題はありますが、設備の余裕とは関係なく、また木津川市に限ったものでもなく、ごみの減量をしていくのは市として当然の目標ですので、クリーンセンターの新設とは関係なくごみの減量に向けて取り組まなければならないと考えています。</p> <p>効果の検証ですが、現在日本国内の古紙の排出量が減少傾向にあります。古紙の単価を上げることで、回収量を増加へ変えられるかどうかまでは現段階では不明ですので、検証は必要と考えています。評価については、減少幅の変動や、古紙回収への協力団体数を注視していきたいと考えています。団体数が増えれば、古紙回収に参加いただく方も増加すると見込んでいるので、その効果がでてくるのではないかと考えています。また、着目するものとしては組成調査の結果で、現在可燃ごみに含まれている7.7%の古紙の割合を少しでも減らすことができれば、今まで可燃ごみで出していた古紙が古紙回収にまわっていると判断できると思います。古紙回収量の減少幅の変動、団体数、組成調査の割合の3つを効果検証していきたいと考えています。</p> <p>少し補足いたします。審議会でいただいたご意見を軽視しているわけではけしてありません。次年度予算自体は年内に担当部署で作成しておりますが、審議会でご意見をいただいてから議会へ議案としてまとめて提出するまでには時間がありましたので、その中で精査し、7円に見直しいたしました。京田辺市は6円で、現在京都府で1番高いといった意見もありますが、それより引き上げて京都府で1番になろうという思いはありません。</p> <p>第一の目的は可燃ごみに混ざる雑がみ類を減らしたいということで、雑がみ保管袋とあわせて施策を打ち出した次第です。</p> <p>1,600万円の積算根拠についてですが、令和5年度の古紙回収実績は1,820t</p>
--	------------------------	--

		<p>で、同年度可燃ごみの排出量全体は 11,400 t でした。この可燃ごみ排出量に組成調査での古紙混入量 7.7% を乗じると、年間でリサイクル可能にもかかわらず可燃ごみとなっている古紙は約 880 t と推計されます。この半分の 440 t でも古紙として排出されれば、2,260 t (1,820+440) と見込まれるので、その回収量に対し単価 7 円を乗じて約 1,600 万円としています。</p> <p>旧木津町と旧加茂町は古紙回収が盛んな一方、旧山城町でも地域による古紙回収は一部ありますが、行政回収を平行して行っており、団体での回収は他の 2 町ほど多くありません。単価引き上げをきっかけに、これまで団体回収を行っていない地域で子ども会や老人会といった団体が古紙回収を始めていただけたらと考えています。</p> <p>上田委員      ごみの減量の必要性については何も否定はしていません。補助金の増額について言及しています。なぜ急いで補助金の増額を実施しなければならないのかという理由が一番知りたい。</p> <p>基本計画の意見にもあったように、ごみ袋の有料制の問題やごみ袋が高いといったことから、木津川市は住みにくい街であるとか転出したいというコメントが寄せられていて残念で仕方ありません。</p> <p>結局議会に予算案を出しているのに、今更どうにもならないと思いますが、審議会でももう少しデータを検証・精査しながら慎重に基金を使用していただきたい。コメントを寄せられた市民の方々が、ますます木津川市に対して嫌悪感を持つことになると思います。これ以上は言いたくありませんが、会長には審議会が軽視されていますので威厳を保つといえますか客観性を維持いただき、この審議会でも 7 円への増額が妥当という結論は得られなかったという結審をしていただきたいと提案します。</p> <p>岩本課長      いただいた意見に対し、市が何も精査していなかったわけではありません。今後 7 円で予算が可決されたとしても、しっかりと検証をして 7 円が妥当なのか、もう少し上げるのがいいのか下げてもいいのか、そういった精査もしていきたい。けっして委員の方からの意見を軽視して、市の思いを強行するというつもりはないことをご理解いただきたく思います。</p> <p>会 長      審議会と行政は、行政から審議会に諮問があつて、それに対する議論を行って審議会でも結論を渡し、行政がそれを元に決定していく関係にあると考えています。その中で、審議会でも議論したことと行政の決定が違うことが出てくることも当然あり得ますが、今回の手順として行政の決定へ進める手順がうまくできていなかったことが上田委員からの意見だと思います。</p> <p>今後の審議の進め方については、十分に段取りを考えたいので審議会に議案を提案いただき、真剣に議論いただくことが重要だと考えます。また、審議会の中で十分な議論がないまま、議会に予算案が提出されている点については、今後このようなことがないように仕切り直していきたいとします。今回の古紙回収の</p>
--	--	---

		<p>単価金額に関する委員からの意見については、今後の審議の反省材料として進めさせていただきます。</p>
副会長		<p>雑がみ保管袋の事業は令和7年度予算に計上されていませんが、もう印刷されているのでしょうか。</p>
藤本		<p>雑がみ保管袋については、令和6年度中に配布しているところでして、次の印刷前に効果を検証する必要があると考えています。雑がみ保管袋の使い方や大きさ、持ち手の有無など規格について色々と意見がでておりますことから、継続の有無や規格等の変更をしていくかの判断が必要であると考え、令和7年度の予算には計上していません。</p>
副会長		<p>では、令和7年度は配布しないということですか。</p>
藤本		<p>令和6年度の在庫がまだ残っていますので、お届けできていない転入の方などには趣旨を説明しながら配布していく予定です。</p>
会長		<p>それでは次に審議事項④の循環型社会推進基金の活用ガイドライン(案)について事務局から説明をお願いします。</p>
藤本		<p>事務局説明省略(循環型社会推進基金の活用ガイドライン(案)について)</p>
上田委員		<p>このガイドラインは、基金条例の第一条をどう読むかにかかってくるのではないかと思います。「次世代に豊かな自然環境を継承する事業」というのは、ごみの減量化や資源化を図ってこれにつなげようということであって、ガイドライン2項目目(次世代に豊かな自然環境を継承する事業)の活用の理由を示したものではないという読み方もできるのではないのでしょうか。元々基金の原資となるものはごみ処理手数料であるのに、ごみの資源化や減量化といったものにつながらない、太陽光発電であるとかその他の環境問題に基金を使用することは基金の活用の仕方としてどうしても納得がいきません。</p>
藤本		<p>基金条例についてはご指摘の通り、ごみの再資源化や減量化を進める結果として、豊かな自然環境を継承する、という解釈もできます。</p> <p>私どもとしては、「次世代に豊かな自然環境を継承する」ことがごみの減量を図る理由であり、第一の目的と考えています。</p> <p>その目的と併せてごみの再資源化や減量化についても記載しているもので、行政としては再資源化・減量化の結果によって豊かな自然環境が保たれるという結果を示しているではなく、あくまでも目的が「次世代に豊かな自然環境を継承する」であるため、提案するものです。</p>

岩本課長	<p>木津川市議会でも、基金条例制定の際には上田委員からご指摘いただいたようなご意見もありました。また、とても広い事業に基金を使ってしまうのではないかという声もありました。これについては、基金活用にあたっては当審議会推進委員の皆様のご意見やご指摘をいただいたうえで進めていくため、行政が勝手に基金の使用目的を決めて使用するというものではないと過去の議会でも説明しています。</p> <p>この度ガイドラインとして案を提案していますが、今後また各委員の方々からご意見をいただいて文言等の追加、修正等をしていくことになっていくと思えますし、市が勝手にどうこうすることなく、審議会で審議いただきながら、新たな事業については一つ一つ提案していきたいという趣旨で、この案を作成していることをご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>これまでも基金の使い方について議論する場が散発的にはありましたし、その中でもごみの減量からもう少し基金の使い道を広げてもいいのではないかとといった意見も審議会の中であり、実際そういった使い方をしている自治体もあります。</p> <p>ガイドラインの審議の手順ですが、明文化するのかどうか、検証の手順をどうしていくのか、といったところが論点となるのではないかと思います。</p>
上田委員	<p>ガイドラインの中に付け加えてもらいたいことがあるのですが、この基金は自主財源として位置づけられる公金、木津川市が単独で自由に使える一般財源として位置づけられる財源だと思うのですね。なので、国や府の補助を受ける事業などはこの基金の対象外にして、市の単独事業のみに活用できるということを明記してはどうかと思います。貴重な自主財源を有効的に使うためには、そういった足かせも必要ではないかと思って提案します。</p>
藤本	<p>ご指摘のとおり、基金は自主財源で、特定目的のために作られたものです。また、市の単独事業といってもいくつかあり、市が立案し自主財源でやっていこうとする事業のほか、国庫補助事業に継ぎ足すかたちで実施するもの、例えば国庫補助の対象外経費ではありますが、相乗効果を生むために市が実施しようとする継ぎ足しのものも単独授業と位置付けています。そういった事業へも有効活用したいという思いがありますので、まずはガイドラインをもってどういった事業に充てるのが適切かということから審議会でご意見をいただければと考えています。</p>
岩本課長	<p>市が事業を進める中で、国や府から補助金や交付金を受けることは多くあります。その中で国や府からの補助金が、事業費の半額や3分の1補助であることも多々あります。当然、補助金で賄えない部分については市の支出となりますので、そういった事業がごみ減量や自然環境の保全に関すること等の事業に該当するならば、それにも基金を充てさせていただきたい思いがあります。</p>

副 会 長	<p>わたしもガイドラインの2項目目（次世代に豊かな自然環境を継承する事業）はあまりよろしくないのではないかと考えていて、もし充てるのであれば1・3項目目を優先するなどの優先順位をつけるべきだと思います。環境省のごみ袋有料化のガイドラインでも、この手数料の用途は透明化するべしと書かれていますので、基金の活用について考慮にすべきかと思っています。</p>
中野委員	<p>他の委員の方と同意見ですが、自然環境の保全に関する事等の事業は、細かい線引きができるような仕組みを作っていただきたいです。市民の感情としては、ごみ袋有料化で高いお金を払った分が、電気自動車の購入や太陽光発電という個人の利益にかかわるようなことに充てられるのは想定外だと思われるので、必要な事業と思いますが、ごみ袋の手数料で得られたお金であるということ的前提に、どういったところに拠出するべきなのかを厳しく考えていただければ嬉しいです。</p>
会 長	<p>これまでの議論の中で、1項目目（ごみの減量と再資源化に資する事業）だけにフォーカスすると新規の事業がなかなか出てこなかったということがあり、そこが課題になっていますね。</p>
岩本課長	<p>会長からもありましたように、これまでごみの減量と再資源化に資する事業だけに限った内容で色々な事業を実施、考案してきましたが現在新たな事業というのは出てきていない状況です。ただ、個人の利益につながるような、個人の太陽光設備や電気自動車購入についての施策を考えているわけではありません。</p> <p>木津川市地球温暖化防止対策実行計画の中で、公共施設等に太陽光を利用できないかということが挙げられています。この全てを基金でということではなく、一部にでも利用させていただけないか、ということをお前の審議会で協議させていただきました。</p> <p>現状、一個人の方が太陽光発電設備を設置するにあたっては国の補助金制度を活用いただけていますが、市がさらなる補助や独自の補助として新たなメニューを加えようとは考えていません。たとえ今後そのような案が出たとしても、審議会で十分に審議いただき、ご意見をいただきながら、ガイドラインに沿って進めていきたいと考えています。</p>
田中委員	<p>地球温暖化対策についてこの審議会で審議するのは違うのではと考えていて、もっと多くの部署が関わってくるでしょうし、市全体の方向性もありますので、この基金を使って事業を実施することにも違和感があります。</p> <p>「まちの美化推進に関する事」については、どういうふうにごみを減らしていくかとか、ごみに関する対策や美化衛生に関する事ですから良いと思いますが、地球温暖化対策に関する事に基金を充てるというのは違和感があるので、基金を充当する優先順位を決めたほうが良いと思いますし、決めたとしてもこれらの事業は最後であることが適当だと思います。</p>

<p>会 長</p>	<p>他の部署も関わってくる内容ですので、この審議会だけで議論して結論や意見を出すよりも、ほかのところの意見も併せて協議しないと決まっていけないと思いますので、その点については考えていただきたいと思います。</p> <p>次世代に豊かな自然環境を継承する事業について多くの意見をいただいておりますけれども、副会長が言われていた環境省の手引きであるとか、他市での取り組みや取り組みへの考え方も参考にしながら整理いただいて修正、継続審議できればと思います。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>補足ですが、もちろん、ちゃんと説明して責任も持たれて、用途は幅広いけれども木津川市にとって大事だからこれを使う、という意味で広げられるのは良いと思うのですが、一般的にはごみを排出することでお金を取られているのだからごみに関する事で返せ、というのが普通ですよ。ですから「普通」はちゃんと受け止めて、「普通」は分かっているのだけれどもそれ以外に使いますと、しっかり説明できるのであれば良いとは思いますが、そういう議論を含めて透明化することが担保できるかが前提だと思っています。それがとても難しい。</p> <p>僕は専門なのでわかりますけど、ごみの有料化の一番の目的は、有料化することでごみが減ることなので、その売上金は違う用途に使ったっていいはず。木津川市のごみ袋の値段はまだ安いほうで、1枚 500 円くらいしないと効果が出ないって論文があります。でも 500 円にしてごみが減ったら、一番の目的は達するので良いのだけれども、それを市民の方が理解するかという点と違うと思うのです。</p>
<p>上田委員</p>	<p>直接ガイドラインに関わることではないのですが、「ごみ処理手数料の基金の有効的な活用」という視点で疑問があるのでお尋ねします。いま要するに基金が使いにくくなる制限が多いのですよね。だから3億ほど基金残高がある。それを使うのに四苦八苦して、何とか使おうとしている。これを使いやすいふうを考えていくのが行政の問題だと思いますが、とりあえずそれはおいておきます。それで、今これだけ残高が残っているのに、令和7年度予算をみると、ここに5,000万円を繰り入れると書かれているのです。どうして3億もあるのにさらに5,000万円も繰り入れないといけないのでしょうか。基金条例の第2条では繰入金額は歳入・歳出予算で決めているが、それなら当初から予算を0円としてはどうですか。</p>
<p>藤 本</p>	<p>ごみ袋の売上金については、まず有料の可燃ごみ袋やボランティア袋の作成費用に使用していますが、これらは有料化したため必要となるものです。これら作成費等の必要経費に使用したあと、残った金額 5,000 万円ほどを基金に積み上げているものです。この基金は、第1条の目的にのみ使用用途の制限を設けた基金なので、我々が一般財源のように扱ってしまったら、ごみの処理と関係のないところにも使用用途が広がってしまうこととなります。有料化することで皆様か</p>

	<p>岩本課長</p> <p>上田委員</p> <p>会 長</p>	<p>ら支出いただいた貴重なお金であると認識していますし、一般財源のように市が広い用途で使うお金ではなく、ちゃんと決められた目的のために使うというお約束もこめて基金条例を定めています。基金の使い道について、当初は不燃物の中間処理や資源の収集委託料に充ててはどうかという意見も出たと聞いていますので、そういった意見も踏まえ、今後の使用について十分検討していきたいと思っています。</p> <p>今回の審議会で、全然ごみの施策と関係のないところへ基金を活用してもいいのではという意見もいただいています。ごみ関連であるクリーンセンターの負担金であるとか、ごみの収集運搬の委託料へ基金を活用してもいいのではないかとのご意見だという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>使い道に困っている3億もの基金があるのに、さらに5,000万円も繰り入れていくことが理解できません。ごみに関係することで基金を活用できるところがたくさんあると思います。その部分をもう少し研究いただくとともに、有効的にその5,000万円を使える方法を考えていただいて、基金に繰り入れすることがないようにしてもらいたいと思います。</p> <p>有料化導入の際に、ごみの手数料の用途はこういった用途に使います、ということをお知らせしていただいていると思うので、その判断は難しいのではないかと思います。</p> <p>当時と今では状況も変わっていると思うので、考え方をどういうふうに変更していくのかということについて、しっかり今後の審議会で議論し、もし収集委託料であるとか別の活用方法を考えるのであれば、それも一つの選択肢であると思います。</p> <p>考え方を整理するにあたって、他自治体が行っていることとか、環境省の出し手引きなどを踏まえたうえで、検討していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>〈部長挨拶〉</p> <p>〈閉会〉</p>
<p>その他 特記事項</p>		